

議事事務局告示第一号

広島県議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県議会議長 林 正 夫

広島県議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の組織に関する規程（昭和三十二年十二月十五日制定）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「調査課」を「政策調査課」に改め、同条第三項中「文書係」及び「管理係」を削り、同条第四項中「記録係」を削り、同条第五項を削る。

第二条の見出しを次のように改める。

（課長代理、企画法制監、課長補佐、政務調査員、主任企画員、主任専門員、係長、企画員、専門員及び主任）

第二条第一項中「室長、課長代理、課長補佐、主任専門員、主任企画員、専門員及び企画員を、調査課に別に政務調査員」を「課長代理、課長補佐、主任企画員、主任専門員、企画員及び専門員を、政策調査課に別に企画法制監及び政務調査員」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 企画法制監は、上司の命を受け、企画法制に関する事務を総括及び整理する。

第二条第五項中「掌する」を「つかさどる」に改め、同条中第六項から第十一項までを次のように改める。

6 主任企画員は、上司の命を受け、主要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整に関する事務を整理する。

7 主任専門員は、上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務を整理する。

8 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

9 企画員は、上司の命を受け、主要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整に従事する。

10 専門員は、上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務に従事する。

11 主任は、上司の命を受け、命ぜられた事務をつかさどる。

第四条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十八号中「議員及び」を「議員報酬等及び」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十九号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 広島県議事情報公開条例（平成十四年広島県条例第二十五号）に係る公文書の開示に関すること。

第四条中第二十号を第二十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十 広島県議会個人情報保護条例（平成十七年広島県条例第六十六号）に係る個人情報の開示に関すること。

第六条（見出しを含む。）中「調査課」を「政策調査課」に改め、同条第六号及び第七号

中「こと。」の下に「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 祝詞、あいさつ等に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。